

●香川県告示第157号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所管理課において縦覧に供する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する道路敷（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	大字名	字名	地番
多度津2号	仲多度郡	多度津町	西浜		甲805番地、乙1番2、乙1番3、乙1番12、乙1番13、乙1番15、乙1番17、乙1番38
			桃山 東白方	城ヶ下	甲767番1、11番5、67番1、67番2 1番3、1番4、1番8、1番9、乙1番2、乙1番3、乙1番4、乙1番8、乙1番15

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所管理課に備え置いて縦覧に供する。）